

平成 27 年 7 月 17 日より理容行為・美容行為の 取扱いが変更となりました！

<取扱いが変更となる行為>

「理容師の女性に対するパーマネントウェーブ」と「美容師の男性に対するカット」が認められることになりました。

従来の取扱い		今後の取扱い	
	理容師	美容師	
男性に対するカットのみ	○	×	男性に対するカットのみ
男性に対するパーマに付随するカット	○	○	男性に対するパーマに付随するカット
女性に対するカット	○	○	女性に対するカット
女性に対するパーマ	×	○	女性に対するパーマ

<取扱いに変更のない行為>

今回の取扱いの変更によって、「理容行為」と「美容行為」の区別がなくなるわけではありません。パーマネントウェーブとカット以外に関しては従来の取扱いのままとなります。

	理容師	美容師
顔そり	○	×
メイク	×	○

*メイクに付随する軽い程度の「顔そり」は化粧の一部として美容師がこれをおこなっても差し支えない。